

第1 乙の罪責

1. 乙が甲に対して1000万円の融資をしたことにつき、背任罪(247条)が成立しないか。

(1) 構成要件該当性

- ア. 乙は、B信用金庫C支店の支店長であるから、「他人のためにその事務を処理する者」に当たる。
- イ. また、乙の本件融資行為は、無担保で為されたものである。これは、通常の銀行の融資形態とは異なるといえ、誠実な事務処理者としてなすべきものと法的に期待されるところに反する行為であるから、「その任務に背く行為をし」たものといえる。
- ウ. もっとも、本件で乙は、責任追求を免れようとする意図に加えて、B信用金庫の信用等を守ろうとする主たる意図があったことから、専ら「本人に損害を加える目的」があったといえない。また、本件融資行為により自己の受ける利益は主たる意図に付随するものであること、任務違反の程度もB信用金庫の信用低下を防ぐため支店長に認められる融資限度額の5分の1の融資であること、後述の脅迫により二者択一を迫られたことなどを踏まえると、主たる目的はB信用金庫の利益を図ったものといえ、図利・加害目的はなかったといえる。

(2) したがって、構成要件を満たさず、同罪は成立しない。

2. 乙が5000万円の融資を実行した行為につき、背任罪が成立しないか。

(1) 構成要件該当性

- ア. 前述の通り、乙は他人の事務を処理する者であり、当該融資の担保を評価額3000万円程度の担保割れした土地Dとしたことは明らかに任務違背が認められる。
- イ. 図利加害目的について、乙は、甲の依頼を断れば、甲との間の不適切な関係が露見するのではないかという不安を抱く状況のもとで決断しているものである。しかし、前述のようなB信用金庫の利益を図るなどといった意図が主たる目的となっていたものでなく、自己の地位保全や信用・面目等の身分上の利益を優先させたものといえる。このことから、乙に図利加害目的が認められる。
- ウ. 財産上の損害とは、経済的見地において本人の財産状態を評価し、処理者の行為によって、本人の財産価値が減少又は増加しなかった場合を指す。本件で、乙は甲からD土地を担保としているが、D土地は融資額に対して担保割れしている。また、D土地にB信用金庫を債権者とする抵当権設定登記が行われていないため、対抗要件を具備していない。このことから、5000万円の融資の回収の見込みがないものといえ、B信用金庫の財産価値は減少しているといえ、「財産上の損害」が認められる。
- エ. そして、乙はこれらについての認識認容があるため、故意が認められる。

(2) したがって、乙に同罪が成立する。

第2 甲の罪責

1. 甲が乙に対して1000万円の入金処理を行わせたことにつき、恐喝罪(刑法(以下、略)249条1項)が成立しないか。

(1) 構成要件該当性

ア. 「恐喝」とは、相手方の反抗を抑圧するに至らない程度の暴行・脅迫を指す。

本件では、B 信用金庫 C 支店の係員が A の持ち込んだ小切手 1 通を紛失した。甲はこれを奇貨として、C 支店長乙に対して「小切手を信用金庫で紛失したのに、菓子折 1 つでごまかせると思っているのか」、「お詫びといっってはなんだが、1000 万円ほど貸してくれ、担保なんか後だ」や「お前のところのゴルフ場がらみの不正を公表してもいいんだぞ」などと申し向けたものである。当該甲の発言は、融資を拒めば、不正事実を口外し、乙の業務実績等に対する信頼等を失わせる危険な行為であるから、客観的にみて乙を畏怖させるに足りる害悪の告知といえる。また、乙は当該告知により、抵抗力を欠くほどの状態に陥ってないことから、反抗が抑圧されたものとはいえない。

もっとも、甲の当該発言は事実であり、かつ、捜査機関等への告発という適法行為であるから、脅迫に当たらないように思える。しかし、害悪の内容自体が適法なものであっても相手方が畏怖する場合はあることから、適法行為であっても恐喝に該当するものである。

イ. また、前述の甲の発言により、乙は B 信用金庫の信用・業務に対する危険が生じかねないと畏怖して、甲に対して、無担保で融資 1000 万円の入金処理を行っており、乙の畏怖に基づく財物の処分が認められることから、「交付」行為が認められる。

ウ. そして、甲は、乙に対する恐喝行為及び乙の交付行為につき、認識認容があるから、故意が認められる。

(2) したがって、甲に同罪が成立する。

2. 次に、乙の背任罪につき、甲は共犯者として責任を負わないか。

(1) 共同正犯(60 条)は、共同実行の意思及び事実を要するところ、前述の通り乙に背任罪は成立するから、共同実行の事実は存在する。

(2) では、共同実行の意思はあったかが問題となる。

この点、不正融資と知って融資を受けただけで、融資の相手方を共同実行の意思があったと解すると、処罰範囲が不当に広がり妥当でないことから、当該融資の実現に積極的に加担したような場合や融資に応じざるを得ない状況にあることを利用し協力した場合などに成立範囲を限定すべきである。

本件では、甲は、乙に対して、小切手の紛失及びゴルフ場がらみの不正という弱みを握っており、乙が甲の融資の申し入れを断れない状況下にあることを認識しており、それを利用したものといえる。また、甲が 1 回目の融資の後、現金 100 万円及び幸楽特製のラーメン詰め合わせを渡したことや銀座の高級クラブで接待するなどにより親密な関係を築いていたことなどを踏まえると、甲が自ら乙に断り難い状況を積極的に作出したものといえ、共同実行の意思が認められる。

(3) したがって、甲乙間に共同正犯が成立する。

(4) そして、背任罪は身分犯であるが、65 条 1 項の適用により、非身分者の甲も身分者

乙の共犯として処罰することは可能である。

3. 甲が土地 D を E 社に売却した行為について、背任罪が成立するか。

(1) 構成要件該当性

ア. 本件で、甲は「他人のためにその事務を処理する者」に当たるか。

この点、抵当権設定者はその登記に関し、これを完了するまでは、抵当権者に協力する任務を有することはいうまでもなく、当該任務は主として他人である抵当権者のために負うものであることから、甲は、B 信用金庫に対して、抵当権設定登記を完了させる任務を負う。このことから、甲は「他人のためにその事務を処理する者」である。

イ. また、甲は、E 社に土地 D を売り、資金を調達するという「自己・・・の利益を図」る目的があり、これにより、B 信用金庫が担保価値を把握できなくなることを認識していた者であるから、加害目的をも有する。

ウ. 当該売却により、B 信用金庫は担保を喪失しており、「財産上の損害」が認められる。

エ. そして、甲はこれらの認識認容があったことから、故意を有する。

(2) したがって、甲に同罪が成立する。

4. なお、甲が土地 D を E 社に売却したことにつき、詐欺罪(246 条 1 項)が成立する。

(1) これは、欺罔行為は財産処分に対して向けられていること及び取引の重要な事実を偽り、一般人をして錯誤に陥れるような行為を指すところ、甲の土地 D の売却行為は E 社から資金を得るために行われており、又、通常不動産の買主は、当該不動産に抵当権等が設定されているかは売買契約を締結するための重要な判断要素となることから、甲が E 社に土地 D の抵当権が設定されていることを伏せたことは欺罔行為といえる。

(2) そして、同欺罔行為により、E 社は 2000 万円を支払ったものであるから、交付行為も認められる。

(3) このことから、同罪が成立する。

第3 罪数

1. 甲は、①恐喝罪、②背任罪、③背任罪、④詐欺罪が成立し、③と④は観念的競合となり、これと①及び②は併合罪となる。

2. 乙は、背任罪が成立する。

以上